

葛飾区震災復興マニュアル（くらし・産業編）概要版の全体像

大地震からの復興について

阪神淡路大震災（平成 7 年）では、大都市での震災復興には長い時間を要し、地域と行政の協働やハード・ソフト両面にわたる幅広い施策の展開が必要であるという貴重な教訓を得ました。その後も、東日本大震災など大規模な地震被害が相次ぎ、被災地では、被害とその地域の特性に応じた復興への取り組みを今も続けられています。

現在、東京を含む首都圏では、今後30年以内にマグニチュード7クラスの直下型地震が発生する確率が極めて高いと指摘されています。不幸にして甚大な被害が生じた場合、区や防災関係機関だけでなく、区民と区が協働して一刻も早く暮らしを取り戻し、より安全で住みよいまちに再建していく復興まちづくりを進めていくことが重要な課題になります。

区民、事業者、区などが相互に連携して、事前にできる限り被害を少なくする取り組みや、被害を受けた後に速やかに生活やまちを再建する取り組みを進めていくために、区では「震災復興マニュアル」を策定いたしました。

首都直下型地震による葛飾区の被害想定

地震の揺れ	震度6弱から6強
死者	500人
負傷者	5,515人
避難人口	200,970人
避難生活者	130,630人
揺れ・液状化による建物全壊	7,446棟
焼失棟数	11,114棟
液状化の可能性	広い範囲で可能性が高い

※東京湾北部地震 冬18時 風速8mのときを想定

東京都が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月公表）では、葛飾区にも大きな被害が生じるとされています。

「医療と福祉の確保、保健・衛生の維持、生活支援対策」

震災により病院も被災するおそれがありますが、区では軽症者への対応のために、区内8ヶ所（東金町小学校、柴原小学校、高砂中学校、道上小学校、南綾瀬小学校、青戸小学校、梅田小学校、新小岩中学校）に緊急医療救護所を設置します。ケガをしないように家具転倒防止等の対策に取り組む他、最寄りの緊急医療救護所の場所を把握しておく必要があります。

避難所の運営や自力で避難をすることが難しい「避難行動要支援者」への支援等は、地域の力に期待されます。これらの活動に携わるためにも、平時から自治町会活動に積極的に参加しておくことが望まれます。

義援金の支給や税・保険料等の減免等には本人の申請が必要となるため、区などの支援策について情報収集をする必要があります。

「教育の復興と子どものケア、コミュニティ、女性・外国人支援」

子どものための環境を整えるために、学校や保育園等の教育関連施設の早期再開に取り組みます。また、被災による子どものケアに取り組む体制を構築します。

地域のニーズを把握して、コミュニティの復興を進めていくために、地域と区が共同で「被災生活支援連絡会」を運営していきます。

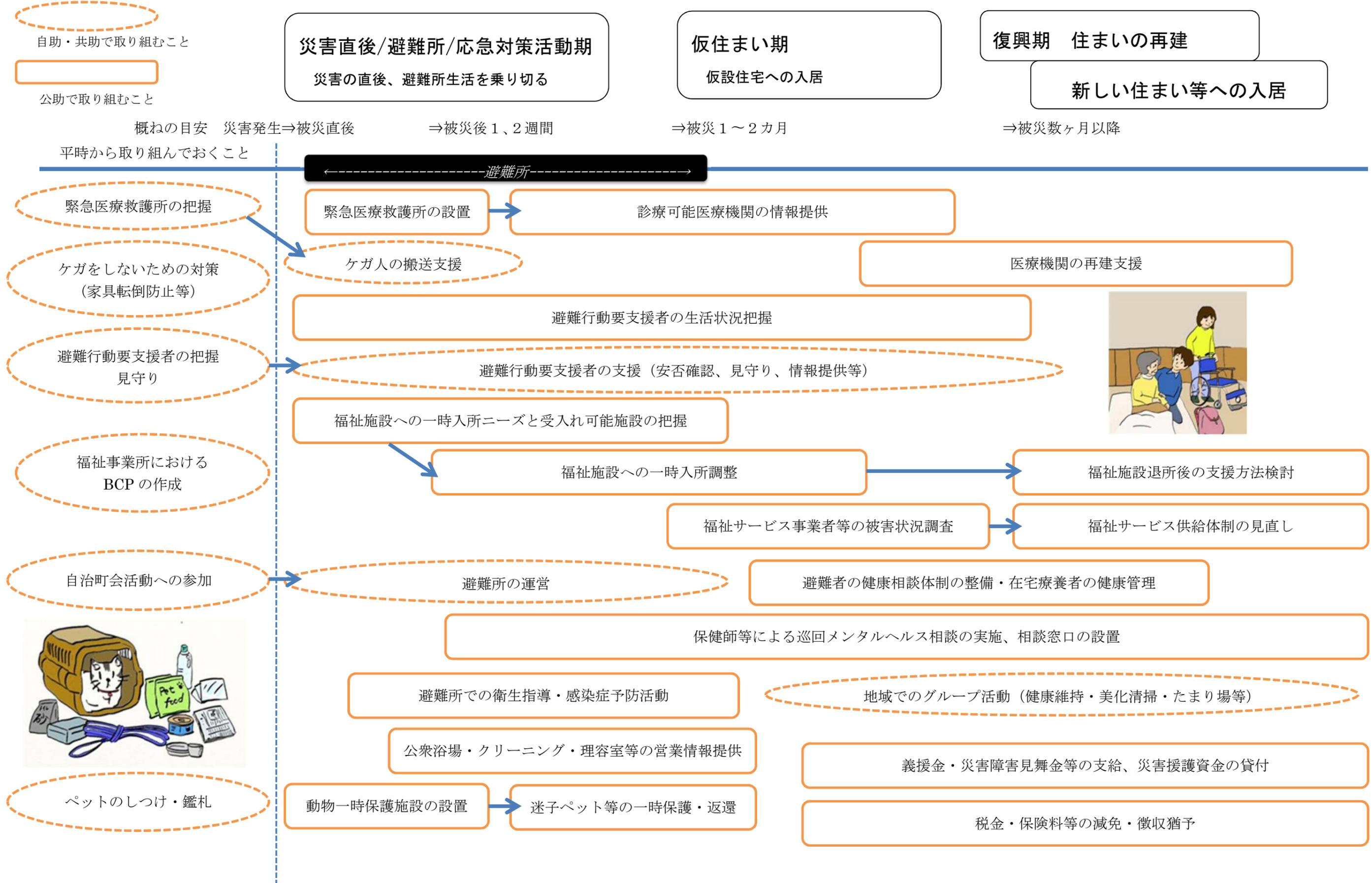
女性や外国人など、災害時には社会的弱者となりやすい方々のために、相談体制を構築します。

「産業の復興」

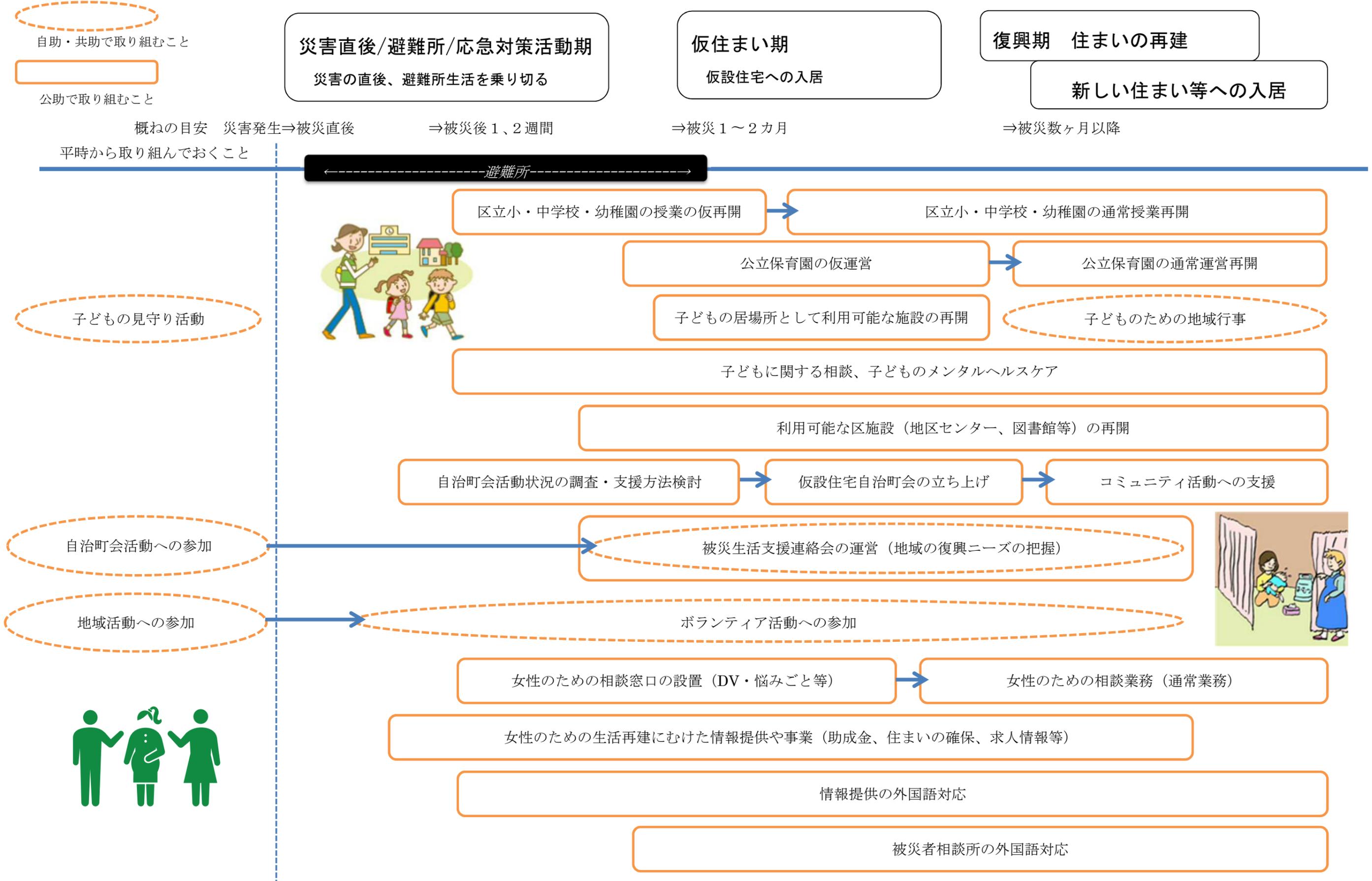
被災者が被災地にとどまって復興に取り組むためにも、産業分野の復興や雇用の確保が重要となります。特に仮設商店街は、被災者の生活を支えていくために重要です。

発災後には、震災による混乱に便乗した値上げや悪徳商法が横行するおそれがあるため、消費生活に関する相談窓口（消費生活センター）についても、あらかじめ把握しておくことが望まれます。

葛飾区震災復興マニュアル（くらし・産業編）概要版 「医療と福祉の確保、保健・衛生の維持、生活支援対策」



葛飾区震災復興マニュアル（くらし・産業編）概要版 「教育・地域の復興、女性・外国人支援」



自助・共助で取り組むこと

公助で取り組むこと

概ねの目安 平時から取り組んでおくこと

子どもの見守り活動

自治町会活動への参加

地域活動への参加



葛飾区震災復興マニュアル（くらし・産業編）概要版 「産業の復興」

自助・共助で取り組むこと

公助で取り組むこと

災害直後/避難所/応急対策活動期

災害の直後、避難所生活を乗り切る

仮住まい期

仮設住宅への入居

復興期 住まいの再建

新しい住まい等への入居

概ねの目安 災害発生⇒被災直後

⇒被災後1、2週間

⇒被災1～2カ月

⇒被災数ヶ月以降

平時から取り組んでおくこと



事業所等における
BCPの作成

棚の固定（転倒防止）
安全環境づくり

消費生活センター キャラクター



未来ちゃん



守くん

消費生活相談窓口の把握

区内産業の被害状況の把握

産業復興に係る情報提供・相談

観光施設の被害状況の把握

区内事業所への雇用維持要請

震災による混乱に便乗した値上げや悪徳商法等に関する情報の収集と広報

仮設店舗等の確保支援

仮設商店街の運営

商店街再生支援

産業復興計画に基づく再生支援

同業種の工場による共同しての仮営業

観光施設の復旧支援

観光情報の発信

新規雇用の創出（復興関連業務等）

離職者の再就職促進

消費者相談の実施